

提出書類チェックシート

提出後に書類の追加提出や訂正等をお願いする場合があります。

提出前には特に以下の点についてご確認の上、□にチェックを付けてください。

（このシートは提出不要です。）

チェック欄

- 申請書の記載漏れや内容に誤りはありませんか。**

訂正箇所がある場合は、訂正箇所に二重線を引き、正しい事項を記入してください。

修正液や修正テープを使用しての訂正是認められません。

保育所（園）・認定こども園（保育所部）へ入所（園）申請される方は、

以下についてもご確認ください。



- 確認書の確認欄にチェックをし、保護者ご本人が署名されていますか。**
お子様が0～2歳児（入所（園）希望年度の4月1日時点で0～2歳）の場合は、No.21～26についてもチェックが必要です。
- 必要書類（就労証明書、申立書など）の記載漏れや添付漏れはありませんか。**
• 提出時に記載漏れや添付漏れがあった場合は、原則として受け付けできません。
• 自営業（農業）主、内職の方は就労証明書の他、添付書類が必要です。
• 必要書類は、証明日または申立日から2カ月以内を有効としています。
• 令和6年1月1日時点で、海南市に住民登録がない保護者の方は、マイナンバーが分かる書類などが必要です。
• きょうだいで同時に入所（園）申請される場合は、意向確認書の提出が必要です。
- 就労証明書の押印漏れはありませんか。**
• 自営業（農業）主、内職の方を除き、就労証明書の押印が必要です。
- 必要書類（就労証明書、申立書など）の記載誤りはありませんか。**
• 自営業（農業）主、内職を除く就労の方…訂正箇所がある場合は、訂正印（勤務先の証明印）が押印された訂正であるかご確認ください。（修正液や修正テープによる訂正、訂正印が押印されていない訂正、勤務先の証明印と異なる個人印による訂正是認められません。）
• 自営業（農業）主、内職、就労以外の方…訂正箇所がある場合は、訂正箇所に二重線を引き、訂正してください。（修正液や修正テープによる訂正是認められません。）

ご確認ありがとうございました。